

# 法科大学院要件事実教育研究所

ニュースレター創刊号



## I シンポジウムを開催

### 第1 概 要

テーマを「要件事実教育の在り方—法科大学院3年間の教育を通じて—」として、平成17年3月12日（土）創価大学本部棟14階国際会議場にて、全国の法科大学院教員関係者、司法研修所教官、法曹関係者等、約120名の御参加を得て、盛大に開催されました。基調講演は河上正二教授（東北大学大学院法学研究科）、パネリストには、大江忠教授（慶應義塾大学法科大学院教授・弁護士）、東孝行教授（久留米大学法科大学院・元裁判官）、山崎敏彦教授（青山学院大学法科大学院）、山本和彦教授（一橋大学法科大学院）をお迎えしました。総合司会は、伊藤滋夫教授（創価大学法科大学院）が務めました。

以下に、基調報告・パネリスト報告の

要旨、及び質疑応答の一部の要旨をご紹介します。

シンポジウムについての詳細な議事録は、平成17年10月発行予定の研究所報に掲載する予定です。

### 第2 基調報告

河上 正二

東北大学大学院法学研究科教授

民法の教育の目的は、「正しさ・公平さ」に裏打ちされた判断力と問題解決能力に優れた人間を育てるにあります。それは、法科大学院を運用するものの優れた人間性とるべき法の精神に対する理解の深さに依存しているものですから、単なる知識や条文操作の技法を越えた民法に対する視野の広さが重要です。

私は常々学生たちに民法の理解を深めるには5つのPに思いをはせることが必要だと強調してまいりました。すなわち、議論の土俵あるいは問題設定の仕方(Problemstellung)、その問題をめぐる実務の動き(Praxis)、学問的なパラダイム(Paradigma)、その背後に潜む政策的判断(Politik)、そしてそのような判断を支えている哲学(Philosophie)です。これらは一見法実務にとっては迂遠に思えるかもしれません。しかし、基礎の構えがしっかりとしていない者に柔軟な応用力はおよそ期待できません。

このようなことが法科大学院でいかなる意味を持つのか。私にとっては想像の域をでませんが、少なくとも人の財産や運命に深くかかわる職業としての法曹にとっては、「良き社会人としての人間力」が重要であり、社会正義と人々の幸福を実現する情熱が必要であるのではないかでしょうか。

法科大学院における専門教育としての「民法」として大事なことは、まず基礎的な知識の獲得であろうと考えます。思考の前提をなす概念や制度の理解は現実の問題に対処する場合に基本のマトリックスを提供し、事実を照らすサーチライトとして機能します。

第二段階としては、応用能力、操作能力の涵養です。ただし、応用は複雑なパターンについての知識を身につけるというのではなく、むしろ基礎をしっかりと身につけるためにこそ重要であります。応用段階では良質の問題を精選してじっくりと考えさせることが重要であろうと思います。

それから事件が最終的に法廷で争われ

た場合どうなるのかを意識することは重要です。従前の民法教育に不足していたものはこの点ではないかと思います。要件事実論はこれに対する実務の一つの知恵なのかもしれません。ただし、裁判の場面を余り強調しすぎることも適当ではありません。法廷での攻防は紛争のごく限られた局面でしかありません。やはり人間関係のよりよい調整のために民法がどのように機能すれば役立つかをしっかり考えていくことが法律家にとって重要なと思います。民法は最終的には人間学だと考えます。

要件事実教育の在り方については、私は、民法を有機的・立体的にきちんと学んでその主張立証責任の所在を意識していくば特に「要件事実」を、民法とは区別した形で、正面に押し出す必要はないのではないかと思います。民法学そのものがいわゆる要件事実論を織り込んだ学問であるというふうに私は理解しております。司法研修所での要件事実教育に対しては十分な理解を示しますが、ただそれがあたかも固定的・絶対的なものであるかのように誤解されるならば、法の深化や発展はそこで止まってしまいます。常に「開かれた要件事実」であってほしいと考えます。

### 第3 パネリスト報告

大江 忠

慶應義塾大学法科大学院教授

民法学と要件事実の齟齬あるいは隙間風ということが意識されたのは、だいぶ前のことです。たとえば昭和61年のジュリストで「要件事実と実体法」という特集がなされています。

民法学と要件事実の微妙なずれとは、例えば、表見代理を説明するときに、講学上の民法学では、表見代理は代理権がない場合、すなわち広義の無権代理の中の一つとして整理されるわけです。けれども、要件事実論では有権代理であろうが追認であろうが、表見代理であろうがその三者は等価だと考えることになります。別の例では、無権代理人の履行責任が民法117条に定められていますが、民法の従来の説明では、当然のことながら117条に基づいて生ずる責任としています。しかし、要件事実論では、契約を締結した当の本人としての責任なのだという説明も有力なわけです。

これは、どちらが正しいという問題ではなく、前提の置き方が違うことが主原因であろうと思います。つまり従来の講学上の民法の議論というのは、その紛争について考慮すべき事実が全部与えられていることを前提として考える。これに対して、要件事実論の場合には、この世の中にはわかる事実もあればわからない事実もある。全部はわかってないときに、どのような攻撃防御が成り立つのだろうか、そういう視点の違いであろうと思います。実際にどういう事実関係が存在するかは、神のみぞ知ります。法律実務家としては、要件事実論の考え方も考慮に入れざるを得ません。法曹養成の専門機関としての法科大学院の教育の前提としても、それは無視できない視点であろうと考えます。

また、この要件事実論と深く関係のある立証責任の問題ですが、これは民法の問題、民法の解釈学の問題だと、私は理解しています。民法が制定され、わが国において裁判が行われるようにな

って当初の大審院の判決例には主張立証責任に関するものがたくさんあります。しばらくすると、裁判所は基本的に法律要件分類説を採用したものですから、あとは推して知るべしでありまして、最上級審まで争われることが少なくなってきました。この立証責任の所在の問題については、その後民法学の主流の議論では、あまり顧みられることはありませんでした。しかし、裁判実務では当然の前提としてきたということです。

さらに、法科大学院における要件事実論の民法学における位置づけが問題とされています。従来の民法を学んだ上で要件事実論を学ぶべきだという考え方方が現在の主流だろうと思います。従前は、司法試験を合格して司法研修所に入った人にしか要件事実論の教育がなかったのですが、そのスタイルを躊躇するわけです。法科大学院においては、未修者の1年間は従前の民法をやり、2年から、あるいは3年から要件事実的な見方も学ぶという、この積み重ね方式が主流ではないかと思います。

次に並行して行う方式が考えられます。並行的にいっても未修者の当初一年目に組み込んでやっているという法科大学院は今のところ聞きませんので、早くても二年次の最初からです。従前の民法の授業と並行しても、これが学習上悪いとか混乱をきたすとかということでもなさそうです。両者を履行することによって、より理解が進むという側面も無きにしも非ずで、並行的に進めることができます。法曹養成機関としての法科大学院として間違っているわけでもなさそうだ、ということが言えそうです。

もう一つは要件事実論を民法学の中に組み込んで行う方式です。要件事実論をきちんとした形で組み込むという民法学も、裁判規範としての民法を教えるという意味からは、ありうるのではないかと考えております。ただしこれについては民法学の従前の体系を崩すことになるのではないかということで、相当な議論が予想されると思います。

### 東 孝行

久留米大学法科大学院教授

私は裁判官を34年余り経験しまして、現在久留米大学法科大学院にて教鞭をとっています。裁判官になる前は大学院法学研究科にて研究者を志していました。そのころ気になっていたのは、BGBのコメントナールなどを読みますと、かなり実践的な主張立証責任などについての記載がありますが、日本にもこのような考察が必要ではないかと考えていました。

司法研修所に入りました、事件解決のための要件事実論を教わりましたが、さらに裁判官になってみると、要件事実のさらに実践的なものとして、先輩に教わりながら、手控え（小職は現在は「訴訟メモ」称しています）を作成し、それを活用しながら裁判の職務を遂行しました。任官後5年ころに公害訴訟に関する司法研究を仰せつかりまして、公害訴訟という当時としては新しい形の紛争をどのような論理をもって解決すべきかという考察を進めていましたが、そのうち、民法学の著書、論文等を読むと「権利濫用論」が一つの重要な解決技術となるだろう、というような旨の記載に目がとまりました。これを不法行為に基づく損害賠償請求権

又は差し止め請求権の要件事実に関する議論として検討するとき、それは違法性又は適法性に取り入れられる要素に過ぎないではないか、あるいは最後の別のどこかで権利濫用というものが、もう一つ要件として出てくるのか、というような位置づけの問題に悩みました。そうするうちに民法学に要件事実に対する配慮が行き届いていないことに気がつきました。そのことを「公害と権利濫用論」という小論文で世に問うことになりました（拙著・相隣法の諸問題）。昨今の司法制度改革審議会の審議のいきさつを見ても、要件事実というのは重要であるとされていますが、要件事実というのは、法科大学院ができたから必要なのだということではなく、そもそも民法学の中に取り込まれるべきものなのです。

ここで、久留米大学法科大学院における授業の内容方法について述べます。

標準履修者の民法の授業においては、要件事実論に対してご理解をしていただいている教員に、要件事実論を意識した授業を行っていただいている。授業中に判例あるいは設例を分析するときに要件事実の発想を使って、何が請求なのか、何がそれを理由づける事実か、それに対する反論は何か、というようなことを分類して理解するといったその程度のことですが、これが大事なことです。わたしも民法の不法行為、民事訴訟を教える中で同様に要件事実論を取り入れて、好評です。さらに、2年次に民法及び民訴法の両面を内容とする演習的要素を取り入れた民事裁判ⅡA・Bを担当していますが、そこでは訴訟メモの作成をさせています。最高裁判旨部分の中の原審の認定した事

実の概要を使って訴訟メモを作ったり（簡易訴訟メモ）、下級審判決の事実欄に基づいて訴訟メモを作る授業も一部取り入れています（標準的訴訟メモ）。その上で判例、学説の調査・研究ということを加えます。大体90分授業の中で一件を済ます方法でやっております。

久留米大学法科大学院では実務基礎科目の一部に司法研修所における要件事実論の基礎的な部分と解される授業を試みています。これが2年次の上記の民事裁判ⅡA、Bの授業を充実させています。

### 山崎 敏彦

青山学院大学法科大学院教授

私は民法の研究者として要件事実論について関心を持って参りました。民法教育者の民法を教えるに当たって従来どおりに教えればいいという意見については批判があることも承知しております。本日はその要件事実論に対するいわゆるアレルギーのようなものにどう対処すべきかという趣旨でお話したいと思います。

要件事実論をやるにあたって今まで教わってきた民法とはまったく別物であるということはまずありえないことです。並行的か積み上げ的かということもありますが、民法を学んでいく中で自然に要件事実論が意識され系統的に総合的に学ばれていく、そして、最後は模擬裁判等で確認される。こういったプロセスが法科大学院においては用意されていなければいけないと考えるわけであります。

私は、民法を専門になさっている先生方が、要件事実論に対しできれば避けて通りたいというようなアレルギーがあるように感じております。そこをあえて、

本日はこういう民法教育こそ効果的ではないかという点について、考えてきたことを申し上げたいと思います。

まず民法規範の機能、すなわち行為規範、裁判規範としての機能を意識しながら考えてもらうということの必要性です。それから、事実関係の把握は当事者の主張立証を前提とせざるをえないこと、また、実際の裁判においては、法解釈の分れよりも、事実関係によって決着がつけられることについて気づかせることです。それから典型的な民事紛争のあり方を示して、手続的なものを含めた制度との関連付けをさせながら問題解決を意識させることがあります。また、学習の早期の段階から、学習の対象としての法制度から一定の利益実現のための攻撃防御方法として選び取られ用いられている法制度という観点をもって学習してもらいたい。さらには、裁定者としてだけではなく、当事者という見地に立って法的コミュニケーションをし、その材料として、あるいは共通言語として要件事実を考えることも重要だと思います。また、民事訴訟の各学習項目を予感させ例えれば簡単な事例を素材に書面を作らせるなどして手続法との関連を意識させるということをしてみていいと思います。例えば債権者代位権の説明をするときに、法定訴訟担当のようなことも意識的に学生に与えてみるなど、実体法の授業のなかでもこのような説明をしていいともいいのではないかと思うわけです。

最後にこのような考え方で行う場合に民事法の教育をどう組み立てていくかが問題です。時間的な制約もある中で、担当者間で合議を行いながら、教科書とか参考書

書とか体系書をどう考えるかというところにもつながっていくように思います。要件を説明するのにもこれは積極的要件だとか消極的要件だとかを意識して行ったり、使用貸借などは、従来の民法学の授業ではあまり取り上げないのでですが、要件事実の視点から言うと、黙示の意思表示ということで重要なわけですから、意識的にこれを挙げるなどは有効かと思います。裁判規範として機能していることに着目した民法教育ということで整理してみました。

### 山本 和彦

一橋大学法科大学院教授

私の専門である民事訴訟法教育における要件事実の意義ということについてお話をさせていただきたいと思います。これは非常に単純化して申し上げれば五つの段階、観点があるのではないかと思います。

第一に要件事実の基礎となる考え方の理論的教育という段階です。実体法というのはそもそもいかなる規範なのか、それを名宛人とした規範なのか、主張責任、証明責任というのは原理的にどのように分配されるべきものなのか、弁論主義というものは何のために存在するのか、自白はどのような場合に成立するのか、こういったようないわば原理的な観点というのが要件事実の考え方の背後、背景にあると思っています。

真偽不明が生じた場合にどのような措置をとるかということの理論的な説明として、証明責任規範説とか、法規不適用説あるいは裁判規範としての民法という考え方など様々な考え方があるわけですが、

その考え方の違いの背後には、そもそも実体法に対する見方の違い、実体法というものが行為規範なのか裁判規範なのかという点に対する基本的な考え方の違いがあるのでないかと思うわけであります。そういう意味ではこういった議論というのは、相当程度基礎法的な、法哲学的な観点をも含んだ考察が必要な問題だらうと思います。

また、総論的にどのような考え方に基づいて主張証明責任を分配していくのが相当かということについて、ご承知のように民事訴訟法学界においていわゆる証明責任論争というようなものが展開されたわけであります。このような部分については、主として民事訴訟法が担当することができるし、また、唯一に近い担当すべき分野なのだろうと思っております。

第二に、要件事実の総論的な教育、そもそも請求原因、抗弁、再抗弁というのは何を意味するのか、抗弁と否認の違いというのはどこにあるのか、請求原因と両立するということの意味はどういうことなのか、あるいは権利抗弁とか権利自白、一般条項におけるいわゆる評価根拠事実等、こういったような要件事実の基礎をなす総論的な教育というものが必要だと思います。これはできれば実体法に関する具体的な教育がなされる前の段階でなされたほうが、その後の実体法における教育がより分かりやすくなるではないかと思っています。

第三として、個別の実体法規範における法律要件の確定とか、要件に関する主張証明責任の分配といったようなことにに関する具体的な教育、これは民法その他の実体法で行われるべき教育だらうとい

うふうに思います。

第四に要件事実の各論的な教育といいますか、特に複数の規範が適用される場合のその規範間の関係を含めた教育というのが別個に必要なのではないかと思っております。例えば、所有権に基づく明渡請求に対し、抗弁として賃貸借契約に基づく占有権原が主張され、再抗弁として賃貸借契約の解除が主張されるような場合です。所有権に基づく明渡請求権が物権の問題であり、賃貸借が契約各論の問題であり、その解除が契約総論の問題であり、これは日本あるいは大陸法のようなパンデクテン方式の民法の構成の下ではまずはそれぞれ別個に教育がなされるということが必要なのだろうと思われるわけですが、それとは別に具体的なそういう紛争類型に応じた形でどのような形で裁判が展開され、争点整理が行われ、そして判決にいたるのか、という各論的な教育も別途独立して行われる必要があるのだろうと思います。これがおそらく固有の最も重要な要件事実についての教育ということになるんだろうと思います。

第五に、より実務的な展開として、クリニックやエクスターントップ、模擬裁判などで現実に近い形で裁判の展開を学

ぶ中で、いわば応用問題としての要件事実を学ぶ機会があるということかと思います。

以上のうち、第一の要件事実の基礎となる考え方の理論的分析・検討ということが、民事訴訟法のおそらく最も重要な役割ではなかろうかというふうに思っております。そしてこれは本格的な要件事実教育に先行して行われることが望ましく、すると1年次に行うのが適当ということになるわけです。そうすると既修者について問題となりますのが、つまりこのような現在のような法科大学院の構成からすれば、このような教育はすでに学部段階で行われることを前提にするということになります。そもそも学部段階でこのような点に重点をおいた民事訴訟法教育が可能か、あるいは適当かということが問題になりますが、私は、それは可能であり適当であるというふうに思っております。

ということでこの要件事実教育について民事訴訟法ができること、あるいはすべきことというのは、量的にはそれほど多くないのだろうと思いますが、質的には私は重要なものがあるというふうに思っております。



## 第4 質疑応答（一部）

**Q 山本先生は、要件事実の総論的教育をかなり早い時期に行うことに好意的な御意見を述べられたように思います。未修者が仮に民法（契約法など）を一通り学習する以前に請求原因や抗弁といった（あるいは評価根拠事実、障害事実などといった）総論的問題が果たして理解できるでしょうか。**

**A 山本（一橋）** 全くほんとに法律について何も知らない人についてこの要件事実の総論的な教育を行うのが適當だというふうには思いません。何らかの形で、その程度はともかくとして、民法について一定の知識があるほうが理解しやすいことは間違いないですし、そういうようなカリキュラムを組むのが適當だろうというふうに思っております。そういう意味では、先ほど説明した個別の実体法規範における法律要件、その主張証明責任の確定という箇所で想定している民法、実体法の教育というのは、私自身の認識では民法について一通りざっと学習した後もう少し深めるような形で行われる実体法の教育、既修者に対して行われる民法演習をイメージしておりました。そういう意味では要件事実の総論的な教育というのは、要件事実に関連する民事訴訟法の一通りの教育、それから民法についての一通りの基本的な教育（未修者向けの民法）が行われた後で行われる、つまり1年の最後の時期か2年の最初の時期に行われるというのが最も効率的だろうというふうに思います。

**Q 山崎先生へ 要件事実と裁判実務過程での（たとえば訴状、答弁書などの記載と要件事実）との区別や要件事実の役割などは、先生の要件事実論的要素の教育の中でどのようにとりあげられるのでしょうか。**

**A 山崎（青山学院）** 例えば不法行為法の話をするときに、まずは一通りこれまで論じられてきた成立要件の説明をします。こうした上で、実務では訴状に何を書いていくか、少なくともこれが書かれてはいけないということを付加するというようなやり方が一つの方法ということになろうかと思います。そのときに例えば過失の存否というようなことであれば、これは評価的要件、規範的要件である、そして、評価根拠事実、評価障害事実ということはいずれ学びますが言葉として示しておきましょうというくらいにするわけです。

例えば訴状・答弁書などということに対する対しては、私は自主ゼミのような機会にあっては、もししたいのなら訴状を作つてみたらどうか、チームを決めて答弁書も作つてみたらどうかなどと言います。すると彼らが自分たちはこの程度の事実関係ではどう争うか、この事実がはっきりしないから、こういうこともある、こういうこともあることにしようや、と自発的に議論してくれまして、結構いろんなことが書かれているものが出てきます。今の段階ですと、これで足りるとか足りないとか間違っているとかというようなことをみるよりも、とにかくそういう書面主義、すなわち手続にあってそういう書面というものが用いられるというこ

るまで自主ゼミのようなところでは考えてもらってもいいのではないかと思いやっているところです。

**Q 東先生へ** 手控えを裁判官が作成することは重要なことだと思いますが、教育にこれを取り入れることはどのような点で意義があると思われていますか。

**A 東（久留米）** 判例の理論に関する考察の前に、事案そのものに関するしっかりした理解がない限りは、その支えている理論そのものがよく理解できないのではないかと思います。そのため訴訟メモ的発想による授業をすることが重要であると考えます。

市販の判例の解説等を読みますと、筆者自身が事案をきちんと把握しきれていないものを少なからず見かけます。これは従来の民法学の要件事実論に対する意識の薄さを象徴しているように思います。判例を解説するということは、その判例をめぐる様々な学説、先行する判例との関係等の位置づけなども重要ですが、何よりも前に、事案そのものに関するしっかりした理解が重要であると考えます。

民法及び民事訴訟法の1年次におきましては、設例や判例の事案をみると少し立ち入って、請求は何なのか、その理由は何なのか、反論はどういうものなのかといった程度のことから出発することを勧めております。そしてさらに2年次では訴訟メモ的な練習を試み、さらに司法研修所の初歩的な練習問題を使った実務基礎の授業を加え、3年次で実務演習へと進みます、最終的な3年間の到達レベルとしては現在の司法研修

所における教育の初歩的なあたりを目指すというあたりを考えております。

**Q 商法（商法総則、商行為法、会社法、手形小切手法）に於いて、要件事実論を研究教育する場合に、民法の場合と比べて特に留意すべき点がありますでしょうか。**

**A 大江（慶應義塾）** いうまでもなく、商法は民法の特則であります。普通特則といいますと民法を除外していきなり商法が適用されるのだから主張の関係でも、先に出てくるというふうに思いがちであります。しかし、要件事実の世界では、一般私法である民法の請求が基本的に請求原因にきますので、商法の適用というのはその後ろにくる、抗弁、再抗弁の方に来るというのが原理原則であります。もちろん、請求原因の中で、商人概念・商行為概念と評価される事実が出てくれば、それはもう商法の世界にそこから移るわけであります。会社法編という膨大な部分がありますが、これも商人概念に含まれる存在です。商行為編の規定も、商人概念・商行為概念で適用が画されていることはもうご承知の通りであります。そういうことが法律要件分類説の立場からは、いえると思います。

**伊藤（創価）** 大江先生に付け加えて、私は、学生に、要件事実の学習をするに当たっては、常に「なぜ」そうなるのかということを考えるべきだといっておりますが、その「なぜ」ということの一つの大きな理由になる実質として、制度趣旨ということがあると思います。そうすると商法の場合に例えば取引の迅

速性とか、安定とか、早期安定とか、そういう意味で民法の特則をなしているような部分があって、商法の要件事実論を考える場合には民法の要件事実論と制度趣旨というものを考えることでは全く同じのですけれども、民法のいわゆる民事取引についての制度趣旨と商取引についての制度趣旨が違うことがあるわけです。特則であるだけにそこに民事一般の取引と商事の取引との制度趣旨の違いがあると、それは要件事実論に反映されてくることはあろうかと思います。

他に、「開かれた要件事実」あるいは「柔らかな要件事実論」として発言があったことに関連して、主張立証責任の一一致という点について、質問があり、詳細な議論がなされました。

また、新司法試験のあり方に関する質問やその他要件事実の教育方法に関する質問も出され、非常に活発な議論が行われました。

## 第5 シンポジウムを終えて

ここに、今回のシンポジウムを成功のうちに終えることができたことに対し、ご講演ご報告してくださった先生方、ご参加いただいた諸先生方、関係者の皆様方に心より深く感謝申し上げます。

## II 平成16年度の活動報告

### 1 アンケート

法科大学院制度がスタートした直後の平成16年6月に、各法科大学院に対し、要件事実教育に関するアンケート調査を実施しました。調査項目は要件事実教育科目の名称、単位数、配当年次、使用教材、授業の形式・方法、担当教員の概要、教員間の協同、その他の取り組みや創意工夫点などです。当時68校のうち、50校もの法科大学院から回答を得ることができました。このアンケート結果の概要は、全国法科大学院研究科長宛に送付し、また、当研究所ホームページ上でも公開しています。カリキュラムの編成や授業の進め方等においてご参考にしていただければ幸いです。

### 2 模擬授業

平成16年10月から11月に、合計5回にわたり、青山学院、慶應義塾、中央、創価の各法科大学院の学生の方々の参加を得て、伊藤滋夫研究所長による要件事実論の模擬授業を実施し、その結果を全5巻のDVDに収録し、平成17年2月に全国の法科大学院をはじめ、主

### 3 法科大学院における 要件事実教育研究会の開催

平成16年12月に2回にわたり、山田俊雄司法研修所民事裁判教官をはじめ、合計36校の法科大学院教員のご参加を得て、研究会を開催しました。山田教官からは、現在司法研修所で行われている要件事実教育についてのご報告をいただき、また、パネリストの先生方からは、主に現在法科大学院において行っている要件事実教育の内容や創意工夫点についてご報告をいただきました。質疑応答も活発に行われ、そのなかで法科大学院3年間を通じての要件事実教育はどうあるべきかという問題意識が形成されていき、今回のシンポジウムのテーマにつながっていきました。

この研究会議事録は、当研究所報創刊号（2005年3月発行）、及びホームページに掲載されていますので、そちらをご覧下さい。

### 4 所報創刊号の発行

シンポジウムの開催に合わせて、所報を発行し、シンポジウム参加者全員に配布しました。そのほかに、全国の法科大学院研究科長（院長）、法科大学院図書館、主要弁護士会、その他関係機関にご送付いたしましたので、参考にしていただければ幸いです。

## III 今後の活動予定

### 海外における要件事実教育実情調査

平成17年度は英米、ドイツ、フランスにおける要件事実教育の実情を調査する予定であります。調査担当予定者は以下のとおりであります（敬称略）。

英　　米—立石 則文

（東西総合法律事務所弁護士）

ドイツ—石部 雅亮

（大阪市立大学名誉教授、  
当研究所特別客員研究員）

フランス—山野目 章夫

（早稲田大学法科大学院教授）

白石 智則

（白鷗大学法学部講師）

杉本 和士

（早稲田大学大学院

法学研究科博士課程後期）



平成18年3月発刊予定の研究所報第3号  
に調査報告結果を掲載する予定です。

### 共同授業

**伊藤滋夫研究所長**（創価大学法科大学院教授）の担当する平成17年度前期の民事法総合Ⅰの授業に複数の大学法科大学院から1名以上の教員が参加し（既に相当数の参加者があった）、伊藤所長の行う授業内容・方法についてのコメントその他要件事実教育の実際について、意見交換を行います。そのための研究会を本年8月10日に開催し、あるべき要件事実の授業の姿を探っていく予定です。

ニュースレターについてのご意見ご要望、または、当研究所の活動についてのご意見ご要望はメール [youkyouken@ml.soka.ac.jp](mailto:youkyouken@ml.soka.ac.jp)でお寄せ下さい。

ホームページアドレス

<http://office.soka.ac.jp/faculty/youkyouken/>  
創価大学法科大学院ホームページから入ることができます。

## 法科大学院要件事実教育研究所 ニュースレター 創刊号

2005年6月27日 発行

発行者 法科大学院要件事実研究所  
〒192-8577 東京都八王子市丹木町1-236  
Tel. 0426-91-5409 Fax. 0426-91-9355